

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)
第十四条 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九十 福島国際研究教育機構

第三十条に次の一号を加える。

三十二 福島国際研究教育機構

(行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正)

第十五条 行政執行法人の役員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百九十号)の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一号を加える。

三十二 福島国際研究教育機構

(国家戦略特別区域法施行令の一部改正)

第十六条 国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)の一部を次のように改正する。

別表農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)

附則

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年六月十七日)から施行する。

- 内閣総理大臣 岸田 文雄
- 総務大臣 金子 恭之
- 法務大臣 古川 嶺久
- 財務大臣 鈴木 俊一
- 厚生労働大臣 後藤 茂之
- 経済産業大臣 萩生田光一
- 国土交通大臣 齊藤 鉄夫
- 環境大臣 山口 壯
- 防衛大臣 岸 信夫

省

令

○経済産業省令第五十三号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和四年政令第二百十八号)の施行に伴い、並びに特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十一条第二項及び特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三第二項の規定に基づき、特許法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和四年六月十六日

経済産業大臣 萩生田光一

特許法施行規則の一部を改正する省令
特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
備考	表中の「」は注記である。	十四〜二十 [略]
附則	この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日(令和四年六月十七日)から施行する。	この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日(令和四年六月十七日)から施行する。
第十四条の二	第七十四条の二 特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。	第七十四条の二 特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
第十三条	特許法施行令第十条第三号ホに掲げる者に該当する者。その特許出願又は特許権が特許法施行令別表に掲げる独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)又は特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る当該独立行政法人又は当該特殊法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業の実施に係るものであることを証する書面	第十三条 特許法施行令第十条第三号ホに掲げる者に該当する者。その特許出願又は特許権が特許法施行令別表に掲げる独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る当該独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業の実施に係るものであることを証する書面